

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号及び第12条第4項各号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第14条第1項中「第14条第4項」を「第14条第7項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第14条第4項」を「第14条第7項」に改め、同項各号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同条第3項中「第14条第4項」を「第14条第7項」に改める。

第15条第1項中「第14条第5項」を「第14条第8項」に改める。

別記第2号様式中「55,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。